

三重県太陽光発電設備等共同購入事業 企画提案コンペ参加要項

1 事業の目的

本事業は、太陽光発電設備及び蓄電池（以下、「太陽光発電設備等」という。）の導入に要する価格を低減することで、家庭や事業所における太陽光発電設備等の導入を促進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とします。

2 事業内容

- (1) 事業名 三重県太陽光発電設備等共同購入事業
- (2) 事業期間 令和6年3月29日（金）まで
- (3) 事業内容 別添「三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書」のとおり
- (4) 事業の実施場所 三重県内全域
- (5) 事業実施の費用 事業を実施するために必要となる経費は、支援事業者が太陽光発電設備等の施工事業者から得る手数料や自己資金等を充てることとし、県の負担はないものとします。

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る協定を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成29年度以降に太陽光発電設備等の共同購入事業又は太陽光発電設備等（住宅用に限る）の設置に関わる業務実績を有すること。

4 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本募集要項に基づき提出された企画提案資料を、「三重県太陽光発電設備等共同購入事業支援事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と協定を締結します。

本企画提案コンペに参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時連絡を行ってください。

(2) 提出期限

令和5年2月27日(月)17時まで(必着)

※提出期限までに下記(3)に示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、企画提案コンペの評価の対象となりませんので、留意してください。

(3) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)及び添付書類 1部

※必要な場合は、委任状(第2号様式)1部を提出してください。

イ 企画提案書(原則A4版、任意様式、概ね20ページ以内)8部(正本1部、副本7部)
企画提案書は、別紙「三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑩までにに関する企画・提案が含まれるように作成してください(④は、実績がある場合に限る)。

①事業実施にあたっての基本的な考え方

・仕様書の内容をふまえ、事業の実施にあたっての基本的な考え方

②提案者の概要

・提案者の組織概要(パンフレット等の添付でも可)

③事業の実施体制

・本事業を実施するにあたっての具体的な実施体制(統括責任者、施工管理責任者、コールセンター業務責任者及び各担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力及び業務内容について具体的に記載すること。)

④類似事業の実績

・提案者が過去に実施した、太陽光発電設備等の共同購入事業又は類似の共同購入事業※の実績がある場合は記載すること。また、本事業を実施するうえで重要となるポイントや実績をふまえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※類似の共同購入事業とは、太陽光発電設備等に限らず物品・サービス等の購入を希望する者を募集し、その数を取りまとめたうえで、物品・サービス等を提供する事業者を選定し、購入を希望する者と提供する事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいう。

⑤事業実施スケジュール

・本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

⑥広報等

・県が行う広報等とは別に、提案者が行う効果的な広報等について、使用する媒体、実施方法、実施頻度など、具体的な提案を行うこと。

⑦太陽光発電設備等の施工事業者の選定方法

・太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要となる基準(入札資格、選定基準等)の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案すること。

⑧施工管理

・太陽光発電設備等の設置、稼働に関する安全性等を担保するため、施工事業者の施工に対する管理の方法、確認等の頻度など、具体的な提案を行うこと。

⑨問合せ対応

・本事業に対する問合せや苦情等に対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法(電話、インターネット、メール等)、稼働時間、設置期間等、具体的な提案を行うこと。

⑩リスク管理

・本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。

⑪収支見込等

・本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。

- ウ 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）8部（正本1部、副本7部）
※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。
- エ 平成29年度以降に太陽光発電設備等の共同購入事業又は太陽光発電設備等（住宅用に限る）の設置に関わる業務実績を有することを証明する書類（協定書又は契約書の写し、実績報告書又は履行報告書の写し）

(4) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部地球温暖化対策課

(5) 企画提案コンペの審査項目

以下の①から⑩の審査項目により審査を行い、各配点の範囲内で採点を行います。なお、合計得点の最高点は100点とし、選定委員の平均得点が60点を下回る事業者は失格とします。

- ①事業の実施体制（配点：10点）
 - ・本事業を効果的に実施できる体制が構築されているか。
- ②事業所の所在地（配点：5点）
 - ・県内に事業所を有しているか。
- ③事業実績（配点：10点）
 - ・太陽光発電設備等の共同購入支援事業又は類似の共同購入支援事業の実績があるか。
- ④事業実施スケジュール（配点：10点）
 - ・スケジュールが適切であり、具体的に示されているか。
- ⑤企画の具体性（全体）（配点：15点）
 - ・事業の実施内容が具体的に示され、その遂行が確実かつ効果的なものであるか。
- ⑥広報等（配点：10点）
 - ・効果的、効率的な広報等の手法や内容となっているか。
- ⑦太陽光発電設備等の施工事業者の選定方法（配点：10点）
 - ・安全かつ確実に太陽光発電設備等を設置できる事業者を選定する方法であるか。
 - ・県内事業者を優先的に選定する方法であるか。
- ⑧施工管理（配点：10点）
 - ・太陽光発電設備等の施工に関して、適切に管理する方法が取られているか。
- ⑨問合せ対応（配点：10点）
 - ・事業全体の問合せ及び苦情等に対応できる体制、運用方法が取られているか。
 - ・専門的知見を有する者による研修、マニュアル作成等が計画されているか。
- ⑩リスク管理（配点：10点）
 - ・想定されるリスクへの対応策が講じられているか。

(6) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和5年2月28日（火）までに電子メールまたは電話により連絡します。

日時 令和5年3月2日（木）（予定）

場所 津市内

また、提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、県が指定するオンラインシステムを活用し実施する場合があるので留意してください。

(7) 最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた受託候補者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し。

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和5年2月13日（月）17時まで（必着）

(2) 受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当課あて電子メールまたはFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】三重県太陽光発電設備等共同購入事業」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和5年2月15日（水）までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

8 協定の締結

(1) 最優秀提案者決定後の手続き

選定委員会において最優秀提案者に選考された提案者を協定締結候補とし、業務内容の詳細及び協定条件等について協議し、合意したのちに協定を締結するものとします。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

(2) 協定期間

協定締結の日から令和6年3月29日（金）まで。なお、工事完了が令和6年3月29日以降となる場合は、協議により協定期間を工事完了まで延長することができるものとします。

9 その他

- (1) 事業の全部を第三者に委託することは認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を委託する場合はこの限りではありません。

- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。また、提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) 企画提案書等の再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (6) 虚偽の記載を行ったことが発覚した場合は、失格とします。
- (7) 企画提案に使用する言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限るものとします。

10 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班（担当：楠井）

TEL : 059-224-2368 FAX : 059-229-1016 E-mail : earth@pref.mie.lg.jp